

京都市予防接種健康被害災害補償要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、全国市長会予防接種事故賠償補償保険のⅢ型への加入に当たり、法定外予防接種に係る健康被害の災害補償について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、「法定外予防接種」とは、平成23年1月1日以後に本市が行政措置として自ら実施した予防接種法に基づかない予防接種をいう。

（補償の内容）

第3条 本市は、法定外予防接種を受けた者が死亡し、又は障害（予防接種法施行令（以下「令」という。）別表第二に定めるものに限る。以下同じ。）の状態となった場合において、当該死亡又は障害が当該法定外予防接種を受けたことによるものであると認められるときは、当該法定外予防接種を受けた者（その者が死亡した場合にあっては、令第17条第1項に定める遺族）に対し、補償を行うものとする。

（補償基準及び補償金額）

第4条 前条の補償として、死亡補償金又は障害補償金を支給する。補償基準は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、死亡補償金と障害補償金は、重複して支給しない。

補償金額は、全国市長会予防接種事故賠償補償保険特約書における行政措置災害補償保険に関する事項で定める保険金額とする。

補償金の種類	補償基準
死 亡 補 償 金	法定外予防接種を受けた者の事故（障害）を発見した日から180日以内にその者が死亡した場合
障 害 補 償 金	法定外予防接種を受けた者の事故（障害）を発見した日から180日以内にその者が令別表第二に定める等級の障害（事故（障害）を発見した日から180日以内に障害の程度が確定しない場合にあっては、最終日の前日における医師の診断に基づき決定した等級の障害）の状態となった場合

（損害賠償の免責）

第5条 本市は、この要綱による補償を行った場合、同一の事由については、その価額の限度において民法又は国家賠償法による損害賠償の責を免れる。

(準用)

第6条 この要綱に定めのない事項については、全国市長会予防接種事故賠償補償保険制度において適用される「賠償責任保険普通保険約款」、「予防接種実施主体特約条項」及び「全国市長会予防接種事故賠償補償保険契約特約書」の規定を準用する。

(補則)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。